

第8章 災害復旧計画

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目処が立ったあと、引き続き推進する被災者の生活再建や都市基盤の復旧、社会経済活動の平常化等を図るため、災害の教訓を生かし、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築し、すべての分野において迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるための基礎的な条件づくりをめざす計画について定める。

第2節 復旧事業計画

■実施責任

市長は、その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設及び設備等の災害復旧を実施する。

■復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次のとおりとする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防設備
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地すべり防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
 - (7) 下水道
 - (8) 公園
2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画
4. 上水道災害復旧事業計画
5. 住宅災害復旧事業計画

6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. その他災害復旧事業計画

■災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助する。なお、事業別の国庫負担及び補助率は、災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧のとおり。

(資料編3 - 20 : 災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧)

■激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）による財政援助については、激甚法による財政援助一覧のとおりである。

(資料編3 - 19 : 激甚法による財政援助一覧)